

青森県報

第四千四百六号

平成三十年
一月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 海岸保全区域の指定の一部改正……………(農村整備課) ……一
- 河川法による兼用工作物の管理……………(河川砂防課) ……一
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……二
- 右 同……………(同) ……二

公 告

- 県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) ……二
- 行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……四
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造成策課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……六

告 示

青森県告示第六十九号

昭和三十六年二月十日青森県告示第百二十二号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

三の表中

を

に改める。

津軽	深浦	弁天	七線、ス線、卍線およびン線によりかこまれた区域(鉄道用地を除く) (注) セ線 深浦町大字金ヶ沢字榊原一二一の一番地先における南北の線 (方位角二四度二〇分四〇秒) ス線 海側における東西の線 卍線 深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三二の一番地先における南北の線 (方位角四八度一六分四〇秒) ン線 陸側における東西の線
----	----	----	--

津軽	深浦	弁天	次の七線、ス線、卍線及びン線により囲まれた区域(鉄道用地を除く) セ線 深浦町大字金ヶ沢字榊原一二一の一番地先における南北の線 (方位角二四度二〇分四〇秒) ス線 海側における東西の線 卍線 深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三二の一番地先における磁北の線 ン線 陸側における東西の線
----	----	----	---

青森県告示第七十号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により一級河川岩木川水系旧十川河川管理者青森県知事三村申吾と五所川原市道川山幹線道路管理者五

所川原市長平山誠敏との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川岩木川水系旧十川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

五所川原市大字川山字森内三七四の二地先から一八〇の一地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 五所川原市

2 住所 五所川原市字岩木町一二

3 代表者の氏名 道路管理者 五所川原市長 平山誠敏

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成三十年一月二十三日から道路の存続する日まで

青森県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、つがる都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びつがる市建設部建築住宅

課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鱈ヶ沢町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

公 告

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 県庁舎等清掃業務
 - 2 業務内容 入札説明書による
 - 3 業務期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの一年間
 - 4 業務場所 青森県庁舎（青森市長島一丁目の一、新町二丁目四の三〇）ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県総務部行政経営管理課財産管理グループ
電話 〇一七―七三四―九〇九五

2 入札書の提出期限

平成三十年三月十三日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟三階入札室
平成三十年三月十五日 午後二時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三十三条及び第三百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成三十年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

七 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札者に求められる義務
入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部行政経営管理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

5 入札手続の停止等

平成三十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

I Service to be required:
Cleaning of Aomori Prefectural

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者
須藤 正義	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山九七の一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字唐松三七の一ほか二筆
工藤 章弘	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字唐松の四	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字平塚二一〇
工藤 武俊	弘前市大字石川字春仕内一八の四	弘前市大字石川字新館下六三ほか一筆
三上 行雄	南津軽郡藤崎町大字柳字種元一二の三	南津軽郡藤崎町大字柳字植田二八の一ほか二筆
佐々木 光治	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口五二の一	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口一九八ほか一筆
白戸 卓郎	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一一八	南津軽郡田舎館村大字和泉字早稲岡一六の三
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村大字高樋字八幡八八の二	南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田一六二ほか七筆
太田 浩司	十和田市大字八斗沢字家ノ下二八三	十和田市大字三本木字一本木沢二四の三ほか四筆
木村 長一	上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上四六の一	三沢市大字三沢字庭構六一八一
木村 長一	上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上四六の一	三沢市大字三沢字庭構六〇六二
田中 清吉	三沢市塩釜三丁目一四五の二二九	三沢市大字三沢字庭構二七三五
種市 イツ	三沢市塩釜二丁目二七五五の二	三沢市大字三沢字庭構三一〇五の一
立崎 孝夫	三沢市塩釜四丁目四七の五	三沢市大字三沢字庭構三四六五
金見 肇	上北郡七戸町字見町五六一八二	上北郡七戸町字見町五六の三四のうちほか一筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町字左組七二	上北郡七戸町字向川原七二
中嶋 憲	上北郡七戸町字中嶋長沢下五五の六	上北郡七戸町字中嶋村ノ上八の八ほか二筆
高田 勝信	上北郡七戸町字卒古沢南平四六の一	上北郡七戸町字後平四一六の一のうちほか一筆
須藤 浩一	青森市大字合子沢字山崎四一の一	青森市大字八ッ役字芦谷一〇ほか五筆
川村 輝美	青森市大字八ッ役字芦谷一六一	青森市大字八ッ役字上林二一の一ほか一筆
川村 輝美	青森市大字八ッ役字芦谷一六一	青森市大字高田字日野四八〇
山田 正樹	青森市大字八ッ役字芦谷一〇五	青森市大字上野字有原七二の一ほか七筆
長内 宏之	青森市大字牛館字岡部八	青森市大字上野字有原八一ほか一筆
株式会社佐藤農園	青森市大字浜田字玉川五五の一	青森市大字牛館字岡部一の三
小泉 幸法	青森市大字浜田字玉川五七の一	青森市大字野木字野尻五五の五ほか二筆
神 召一	青森市大字上野字山辺七二の一	青森市大字金浜字稲田六八の一
木立 博史	青森市大字高田字川瀬三五九	青森市大字金浜字伊吹二八六
天内 輝明	青森市浪岡大字徳才子字福田三五	青森市浪岡大字徳才子字早稲田八八の一ほか五筆
木村 政春	青森市沖館五丁目一七の二三	青森市大字新城字福田三〇一ほか三筆
工藤 隆正	青森市大字新城字山田五八七の七二	青森市大字飛鳥字塩越二〇七
川口 悟	南津軽郡藤崎町大字柳字種元五五の一	青森市浪岡大字増館字若柳二九三
木立 康行	黒石市大字高館字甲松坂四の三	青森市浪岡大字本郷字平田一七六ほか二筆
農事組合法人大平ファーム	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元七四の二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂一二の二ほか二筆
石田 弘	西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字有原一六一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字平塚二二一の一ほか一筆

青森県知事 三 村 申 吾

須藤 正義	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山九七の一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字唐松三七の一ほか二筆
工藤 章弘	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字唐松の四	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字平塚二一〇
工藤 武俊	弘前市大字石川字春仕内一八の四	弘前市大字石川字新館下六三ほか一筆
三上 行雄	南津軽郡藤崎町大字柳字種元一二の三	南津軽郡藤崎町大字柳字植田二八の一ほか二筆
佐々木 光治	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口五二の一	南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口一九八ほか一筆
白戸 卓郎	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一一八	南津軽郡田舎館村大字和泉字早稲岡一六の三
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村大字高樋字八幡八八の二	南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田一六二ほか七筆
太田 浩司	十和田市大字八斗沢字家ノ下二八三	十和田市大字三本木字一本木沢二四の三ほか四筆
木村 長一	上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上四六の一	三沢市大字三沢字庭構六一八一
木村 長一	上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上四六の一	三沢市大字三沢字庭構六〇六二
田中 清吉	三沢市塩釜三丁目一四五の二二九	三沢市大字三沢字庭構二七三五
種市 イツ	三沢市塩釜二丁目二七五五の二	三沢市大字三沢字庭構三一〇五の一
立崎 孝夫	三沢市塩釜四丁目四七の五	三沢市大字三沢字庭構三四六五
金見 肇	上北郡七戸町字見町五六一八二	上北郡七戸町字見町五六の三四のうちほか一筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町字左組七二	上北郡七戸町字向川原七二
中嶋 憲	上北郡七戸町字中嶋長沢下五五の六	上北郡七戸町字中嶋村ノ上八の八ほか二筆
高田 勝信	上北郡七戸町字卒古沢南平四六の一	上北郡七戸町字後平四一六の一のうちほか一筆

株式会社マルカ農産	上北郡七戸町字榎林家ノ前九五の一	上北郡七戸町字沼頭一一三ほか二筆
中村 善男	上北郡七戸町字夷堂五八の一	上北郡七戸町字竿打川原四九の一ほか一筆
宮澤 隆幸	上北郡七戸町字二ツ森家ノ表一一三の四	上北郡七戸町字二ツ森家ノ下二〇一ほか一筆
山田 千一郎	上北郡七戸町字沼ノ沢五三の二	上北郡七戸町字不動向一六四の一ほか一筆
戸来 直城	十和田市大字藤島字小山六八の一	上北郡七戸町字八幡岳三のうち
佐々木 秀吉	上北郡おいらせ町二川目二丁目七五の三	上北郡おいらせ町浜道八四三
川口 勉	上北郡おいらせ町下屋敷三二の二	上北郡おいらせ町深沢平二六七ほか一筆
工藤 文男	上北郡おいらせ町二川目一丁目六の二五六	上北郡おいらせ町向平一の二一〇
農業生産法人四季菜にんく株式会社	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一〇の二	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一三
農業生産法人四季菜にんく株式会社	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一〇の二	三戸郡三戸町大字斗内字菅田一一四
三浦 利美	三戸郡五戸町大字豊間内字上源兵衛二五	三戸郡五戸町大字豊間内字下源兵衛一〇八

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社タイセイマシーン

- 二 代表者の氏名 長谷川武哉
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川二六二の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第一〇〇一六〇号
- 五 取消年月日 平成三十年一月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年十二月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------